

高齢者虐待防止対応マニュアル

(養護者による高齢者虐待対応：別冊)

平成 26 年 9 月
神 奈 川 県

目 次

目次

1	立入調査	1
(1)	立入調査の概要	1
(2)	立入調査の法的根拠	1
(3)	立入調査の要否の判断	2
(4)	立入調査を行う職員	3
(5)	警察との連携	4
(6)	立入調査の手順	7
(7)	想定される危険性及び回避	9
	立入調査に関するQ & A	10
2	虐待の事実認定	11
(1)	虐待の事実認定の概要	11
(2)	コアメンバー会議	11
(3)	虐待の事実認定等を行うための情報	14
	虐待の事実認定に関するQ & A	14
3	やむを得ない事由による措置	16
(1)	やむを得ない事由による措置の概要	16
(2)	やむを得ない事由による措置の法的根拠	16
(3)	分離保護の判断	18
(4)	やむを得ない事由による措置の手順	23
(5)	やむを得ない事由による措置の費用	24
	やむを得ない事由による措置に関するQ & A	26
4	面会制限	28
(1)	面会制限の概要	28
(2)	面会制限実施の法的根拠	28
(3)	面会制限実施の判断	29
(4)	面会・面会制限の手順	29
(5)	面会制限実施中の養護者支援	31

5	終結の判断	32
(1)	終結の判断プロセス例	32
(2)	終結後の支援	33
6	関係機関との連携	34
(1)	各機関の役割	34
(2)	虐待防止ネットワーク会議の開催	34
(3)	市町村と地域包括支援センターとの連携	37
(4)	市町村と保健福祉事務所との連携	39
	関係機関との連携に関するQ & A	39
7	事例検証	41
(1)	事例検証の目的	41
(2)	検証事例の選出	41
(3)	検証手順	41
	関係法令	44
	参考文献等	55
	かながわ高齢者あんしん介護推進会議 高齢者虐待防止部会委員名簿	56

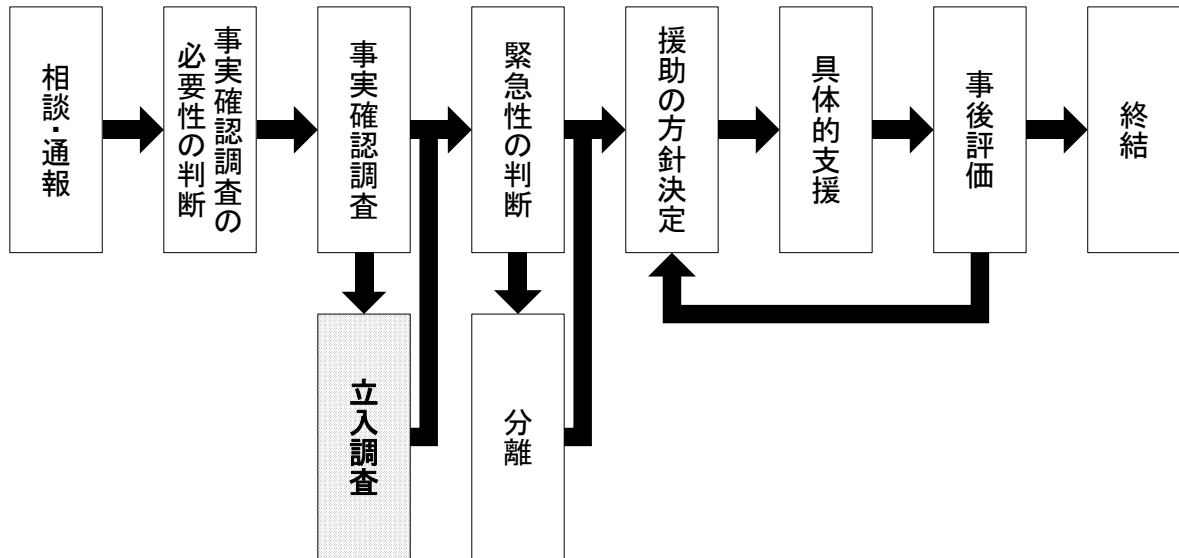
本マニュアルにおける表記

表記	正式名称
高齢者虐待防止法	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年 法律第 124 号）」
厚生労働省マニュアル	「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（平成 18 年 4 月 厚生労働省老健局）」
日本社会福祉士会手引き	「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き（平成 23 年 3 月 社団法人日本社会福祉士会）」

1 立入調査

(1) 立入調査の概要

- ・立入調査は、他の方法を用いても高齢者の生命・身体の安全が確認できない際に、市町村が権限として実施します。



立入調査を実施するうえでのポイント

- 情報収集や事実確認調査により高齢者の生命・身体の安全が確認できない場合に立入調査を実施する。
- 立入調査の実施の要否については、組織的に判断し、判断根拠を記録する。
- 立入調査を実施する際に、できることできないことを把握したうえで対応する。
- 立入調査を実施する際の危険性を想定し、必要であれば警察に協力を依頼する。
- 高齢者の身体に危険が想定される場合は、医療職の同行を検討する。

(2) 立入調査の法的根拠

- ・高齢者虐待防止法第 11 条により、立入調査の実施が規定されています。

高齢者虐待防止法第（立入調査）

第 11 条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第 115 条の 39 第 2 項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- ・立入調査は、高齢者の身体の安全を早急に確認がする必要があるとはいえ、行政の強い権限として実施することから、実施の判断根拠、組織内の決定のプロセス等を記録として残しておく必要があります。
- ・なお、高齢者虐待防止法に基づく調査又は質問は、鍵をはずしたり、ドアを壊したり

して、居室内に入ることまでは、認められるものではありません。

そのため、養護者が不在により立入調査の実施が困難と想定される場合等は、中にいる高齢者にドアのカギを開けてもらったり、養護者に居所への出入りが許可されている他の親族に立ち会いを求めたりすることで、立入調査を実施します。

- ・様々な要因を考え、立入の要件に当てはまらないから立入ることができず、高齢者の保護ができなくてもしょうがないと諦めるのではなく、場合によっては、法律の一般概念として、入室を拒否されている場合の立入が、緊急行為に基づいた行為として判断されることもあります。それは、家の中で緊急性が高く、危険な状況が発生しているにもかかわらず、親族が入室を拒んでおり、このままでは中にいる高齢者が亡くなってしまうということが想定されるような場合です。ただし、正当な法律行為であったかどうかは、裁判所が判断をするため、対応する職員が法律的なことを考慮し、判断をします。
- ・養護者による高齢者虐待の通報を受け、市町村が行う立入調査を、養護者が拒否した場合、高齢者虐待防止法第 30 条により、罰則が設けられています。

高齢者虐待防止法（罰則）

第 30 条 正当な理由がなく、第 11 条第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30 万以下の罰金に処する。

(3) 立入調査の要否の判断

- ・高齢者虐待防止法第 11 条では、立入調査は、「養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められるとき」に実施することができることとされています。
- ・立入調査を行う際には、他の方法をとっても高齢者の安全確認ができない場合となるため、家庭を訪問した日時と高齢者本人に会うことができなかった結果、他の家族・知人を介した情報収集の状況、医療機関・介護サービス事業所から情報収集の状況等を記録に残し、その記録を根拠とし、市町村の組織で判断することが重要です。
(〇〇年〇月〇日〇時〇分 △職員が□氏居宅を訪問するが、不在の為、高齢者、養護者ともに面会できず。等)
- ・「高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れ」は、厚生労働省のマニュアルでは、立入調査が必要とされる状況の例として次の例があげられています。

立入調査が必要と判断される状況の例

- 高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- 高齢者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- 何らかの団体や組織、あるいは個人が高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断されるとき。
- 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。

- 高齢者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものがないとき。
- 入院や医療的な措置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れて帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- 入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や高齢者の安全が懸念されるようなとき。
- 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる高齢者の安否が懸念されるような事態。
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、高齢者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、高齢者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や高齢者の保護が困難であるとき。

(4) 立入調査を行う職員

- ・立入調査の実施は、各市町村の職員及び市町村の直営の地域包括支援センター職員のみとされています。なお、直営の地域包括支援センターの職員が立入調査を行う場合は、立入調査後の対応を連携して行うため市町村の職員の同行が望ましいと考えられます。
 - ・また、直営の地域包括支援センターは、警察署に対する援助要請はできません。そのため、市町村の職員も状況を把握する必要があります。
- ※高齢者虐待防止法第17条による委託の地域包括支援センターの業務として事実確認調査にかかる高齢者の安全の確認は該当しますが、立入調査は該当しません。

高齢者虐待防止法（事務の委託）

第17条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第6条の規定による相談、指導及び助言、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条の第1項に規定する届出の受理、同項の規定ののる高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第14条第1項の規定による養護者の負担軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

- ・高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあることから、市町村の職員でない医師等の同行が必要と考えられる場合は、医師の単独での立入は認められませんが、立入調査を行う市町村職員に随行という形式をとり、高齢者の診察を行ってもらうことは可能です。
- ・立入調査を行う職員は、各市町村長名により作成した身分証明書を携帯します。

高齢者虐待防止法（立入調査）

第11条2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを掲示しなければならない。

- ・立入調査は、相手のプライバシーや生活を脅かすことですので、立入調査が高齢者虐待防止法に基づくものであることを明確に示すとともに、市町村長名で発行される身分証明書を携帯し、相手からの求めに応じ、提示しなければなりません。

(5) 警察との連携

- ・立入調査を実施する際には、必要に応じて、警察署長に援助を求めることができます。
- ・警察署長の援助は立入調査を実施する際に、高齢者の安全や、立入調査を行う市町村・地域包括支援センターの職員の安全を図るためのものです。そのため、警察官の同行があったとしても、立入調査を実施するのは市町村職員の役割となります。
- ・養護者が立入調査を妨害するため、暴力や脅迫等により高齢者や市町村職員等に加害行為が行われようとした場合には、警察官は警察官職務執行法に基づき、警告を発することや、急を要する場合は行為を制止することができ、制止の際には、住居に立ち入ることができます。
- ・警察署への援助申請後、立入調査に同行する警察官と高齢者や養護者の状況を情報共有するとともに、立入調査時の役割分担、緊急時の対応手順などを事前に調整しておく必要があります。

高齢者虐待防止法（警察署長に対する援助申請等）

- 第12条 市町村長は、前条第1項の規定による立入り及び調査又は質問させようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。
- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の遂行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるように努めなければならない。

警察官職務執行法（犯罪の予防及び制止）

- 第5条 警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。

（立入）

- 第6条 警察官は、前二条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。
- 2 興行場、旅館、料理屋、駅その他多数の客の来集する場所の管理者又はこれに準ずる者は、その公開時間中において、警察官が犯罪の予防又は人の生命、身体若し

くは財産に対する危害予防のため、その場所に立ち入ることを要求した場合においては、正当の理由なくして、これを拒むことができない。

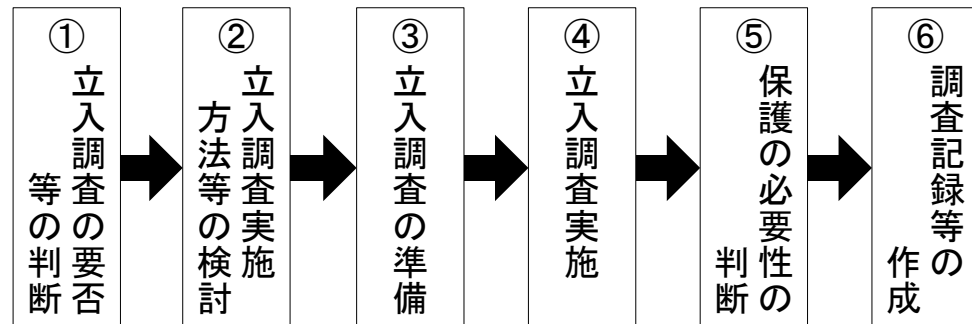
- 3 警察官は、前二項の規定による立入に際しては、みだりに関係者の正当な業務を妨害してはならない。
- 4 警察官は、第一項又は第二項の規定による立入に際して、その場所の管理者又はこれに準ずる者から要求された場合には、その理由を告げ、且つ、その身分を示す証票を呈示しなければならない。

【参考】警察への援助依頼様式（例）

第 号		
高齢者虐待事案に係る援助依頼書		
年 月 日		
〇〇警察署長 殿		〇〇市（町、村）長 印
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 12 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、次のとおり援助を依頼します。		
依頼事項	日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
	場 所	
	援助方法	☐ 調査の立ち会い ☐ 周辺での待機 ☐ その他（ ）
高齢者	（ふりがな）氏 名	☐ 男 ・ ☐ 女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	住 所	☐ 上記援助依頼場所に同じ ☐ その他（ ）
	電 話	（ ） ー 番
	職 業 等	
養護者等	（ふりがな）氏 名	☐ 男 ・ ☐ 女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	住 所	☐ 上記援助依頼場所に同じ ☐ その他（ ）
	電 話	（ ） ー 番
	職 業 等	
	高齢者との関係	☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 子の配偶者 ☐ 孫 ☐ その他親族（ ） ☐ その他（ ）
虐待の状況	行為類型	☐ 身体的虐待 ☐ 介護・世話の放棄・放任 ☐ 心理的虐待 ☐ 性的虐待 ☐ 経済的虐待
	虐待の内容	
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由		
警察の援助を必要とする理由		
担当者・連絡先	所属・役職	氏名
	電話（ ） ー 番 内線 携帯電話 ー ー 番	

(6) 立入調査の手順

- 立入調査の手順は、各市町村で要綱や内規等で決められている場合もあり、また、事例により対応方法が変わってきますが、ここでは一例として、手順と留意点を掲載します。



① 立入調査の要否の判断

「(3) 立入調査の要否の判断」のとおり、立入調査の要否は、市町村の職員が中心となり、関係者の情報や意見を参考に、組織的に判断することが必要です。

立入調査は、行政権限で実施されるものであるため、判断の根拠となった事実、判断するにいたった会議の内容を記録として整理し、保管します。

② 立入調査実施方法の検討

立入調査実施の決定後、立入調査の際の様々な危険性を想定し、その解決方法などを検討したうえで、当日の役割分担については、余裕を持った体制をとることができるように、綿密な計画を立てる必要があります。

また、立入調査の際は、高齢者本人の危険性や緊急性をその場で判断しなければならない場合や、養護者の都合上、長い時間がとれない場合がありますので、短い時間で虐待の事実の有無の判断を行うための情報を得ることができるように、あらかじめ確認をする項目を選定しておきます。

例)

- 立入調査の実施日（緊急性の高さや高齢者・養護者の在宅状況を考慮に入れ検討します）
- 調査を実施する職員（高齢者の身体的な確認が必要であれば、調査を実施の際に医療職の同行を、養護者の不在時に住居の扉を開けることができないと考えられる場合は、鍵を持っている親族等の同行を求めます）
- 調査当日の役割分担
- 想定される危険性とその対応方法（保護の必要が想定される場合は、保護先との調整を事前に行います）
- 警察署長への援助協力の必要性（協力依頼書の送付と役割の確認）
- 立入調査の確認内容

③ 立入調査の準備

当日の立入調査実施の際に、必要な書類・物品等を準備します。

例)

- 立入調査を実施する職員の身分証明書
- 立入調査実施職員と役割分担、調査項目の決定

【参考】身分証明書（例）

（表）

証 票	
第 号	年 月 日 交付
所 氏	属 名
上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法第 11 条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。 市町村長名 市 町 村 長 印	

（裏）

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
（通報等を受けた場合の措置）

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（立入調査）

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（日本工業規格A列7番）

④立入調査実施

立入調査は、養護者に事前に知らせないで実施します。

なお、実施当日の養護者の在宅状況、居宅の施錠の状況によって、対応方法が変わりますので、協力者の同行、協力内容を十分に調整したうえで実施します。

ア 養護者や高齢者に対して、身分証を提示したうえで、立入調査を実施する旨を伝え、立入調査に協力が得られるように、次のような内容を丁寧に説明します。

例)

○立入調査は、法律に基づくものであること

○立入調査を行う理由、目的、確認したい事項

イ 高齢者の状況が確認できる状況になったら、まず、高齢者の生命・身体の安全について、次のような項目を確認します。

例)

○高齢者の健康状態・身体状況（同行した医療職が中心となって確認）

○居室内及び住環境の状況（衛生状況）

○高齢者の表情・態度

○養護者の態度

ウ 通報のあった虐待の内容について事実確認を行います。高齢者の意思等を確認するため、養護者とは別に面談をするなどの配慮が必要です。

⑤保護の必要性の判断

立入調査実施中、高齢者の生命・身体に重大な危険が生じており、放置しておくとなれば重大な結果を招く恐れが予想される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合は、速やかに入院などの医療対応ややむを得ない事由による措置により、高齢者の分離保護を行います。

なお、高齢者本人、養護者が強い拒否を示していたとしても、高齢者の安全を最優先に考える必要があります。

保護が必要でないと判断された場合であっても、高齢者・養護者との継続的な関わりや支援が必要な場合は、養護者に対する介護負担の軽減のための助言、高齢者への相談窓口の紹介など、養護者や高齢者への支援につながりやすいように関係を作っていくようにします。

⑥調査記録等の作成

立入調査後は、確認した事実を正確に記録する調査記録を作成します。

立入調査の際に、緊急の分離保護を実施した場合は、実施に関する判断した根拠についても記載します。

なお、関係書類については、分離保護の根拠となった同行した医療職による高齢者の身体の状態の記録や、高齢者の通・入院後の医師の診断書などできるだけ入手し、調査記録とともに保存するようにします。

(7) 想定される危険性及び回避

- ・立入調査を実施する際には、高齢者・養護者に関する情報を可能な限り収集し、実施の際の危険性とその対応方法について事前に検討し、立入調査実施職員や同行する協力者とともに対処方法を共有します。

例)

○養護者・高齢者が立入調査の際に、居宅のドアを開けない

→市町村の職員がインターホンやドアをノックし、反応がない場合は一定の時間をおいて再度、インターホンやドアをノックする

- 同行した協力者（他親族等）に声をかけてもらう
- 庭などに周り開いている窓がないか確認し、窓から声をかける
- 開いている窓から、他の親族に入室してもらう
- 警察から声をかけてもらう
- 養護者から暴言・暴力の可能性がある
 - 養護者の対応を行う際は、複数の職員で対応する
 - 養護者自身に精神疾患がある場合は、精神保健福祉関係機関の職員に同行と対応を依頼する
 - 養護者の対応を行う際は、警察官の同席を求める
 - 養護者による暴力があった場合は、警察官の対応に切り替える
 - 養護者支援は後日に改めて行うこととし、高齢者の身体的安全把握を優先する
- 高齢者の身体危険が切迫している
 - 同行した医療職が応急処置を行うとともに、消防署に救急搬送を依頼
 - 受診する医療機関を決めておき、市町村の職員が同行し、医療機関を受診し、医師の指示を仰ぐ
 - 医療機関を受診する必要がないが、対応が必要な場合は、やむを得ない事由による措置による入所可能な施設と事前に調整をしておき、市町村の職員が高齢者を連れて施設に移動する

立入調査に関するQ&A

Q：P 3の「立入調査が必要と判断される状況の例」の「高齢者の姿が長期にわたって確認できず…」の「長期」とは、具体的にどれくらいの期間を指すのか

A：国は具体的な期間を示していないため、状況に応じて判断する必要があります。ただし、いずれにしても長期にわたって安否確認ができないだけでは立入調査の要件としては弱いと考えられますので、病院の受診状況や電気・ガス・水道の使用状況など、状況証拠を積み重ねて判断することが重要です。

2 虐待の事実認定

(1) 虐待の事実認定の概要

- ・市町村は、虐待の相談・通報に対し、事実確認のための調査等を実施し、虐待の事実の有無及び緊急性、当面の対応方法を判断します。
- ・虐待の事実認定が、以後の市町村の権限行使の根拠となります。そのため、市町村内の組織としての判断が必要です。
- ・ただし、虐待の認定がない高齢者であったとしても、必要な高齢者に対しては、支援を検討する必要があります。

虐待の事実認定をするうえでのポイント

- 虐待の事実の有無は、養護者及び高齢者の虐待に対する自覚の有無は問わない。
- 高齢者虐待防止法の条文、厚生労働省マニュアル、日本社会福祉士会手引き等に
あてはまらない場合でも、高齢者の権利が侵害されている場合は虐待と幅広く
捉える場合がある。
- 虐待事実の有無は、市町村や関係者とともに、組織的に判断し、判断根拠を記録
として残す。

(2) コアメンバー会議

- ・虐待の事実認定は、市町村が開催するコアメンバー会議で行います。

① コアメンバー会議の出席者

コアメンバー会議の出席者は、市町村の高齢者虐待担当部署の管理職・職員、地域包括支援センターの職員です。

事例により、市町村の他部署（生活保護担当課、障害福祉担当課、介護保険担当課等）の職員や、専門家（医師、弁護士、社会福祉士等）に助言を求めるため、出席を依頼することもあります。しかし、虐待の事実認定は、責任をもって市町村が行います。

虐待の事実認定とともに、緊急性の判断を行い、それにともない、市町村の権限行使のため、速やかに意思決定を行う必要がある場合もありますので、市町村の担当部署の管理職の出席が必要です。

コアメンバー会議は、市町村としての意思決定を行う会議であり、公平性、中立性を保つため、介護保険事業者や民生委員に会議の同席を依頼することは望ましいこととはいえません。なお、個別ケース会議では、高齢者の具体的な支援の内容や役割分担を決定するため、関係者に出席を依頼し、情報提供や助言を求める場合があります。

○コアメンバー会議の出席者

市町村の高齢者虐待担当部署の管理職・職員、
地域包括支援センター職員（社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー）

○事例により出席を依頼

市町村の他部署（生活保護担当課、障害福祉担当課、介護保険担当課等）の職員、
専門家（医師、弁護士、社会福祉士等）

②コアメンバー会議の開催時期

コアメンバー会議は、事実確認調査で得られた情報や相談・通報内容に基づき、緊急性を判断し、緊急性が高いと判断される事例については、早急に開催します。

③協議内容

○虐待の事実認定

情報の内容により虐待の事実の有無の判断を行います。

情報の内容	虐待の事実の有無の判断
高齢者の権利を侵害する事実の情報があった 虐待が疑われる事実の情報があった	虐待の事実を認定
一般的に考えられる事実調査を行ったが、 高齢者の権利を侵害する事実の情報はなかった 虐待が疑われる事実の情報はなかった	虐待の事実はなかったと判断
事実確認調査を行ったが、情報が十分でなく、通報内容や権利を侵害する事実が確認できず、事実を判断することができない	事実確認調査等を継続し、後日再度会議を開催する

○緊急性の判断

虐待の事実が認定された場合、高齢者の生命・身体の危険性と緊急性を判断します。

緊急性の判断は、分離保護の判断（18 ページ）を参考にして下さい。

○当面の対応

緊急性を判断後、分離保護の必要性や他の支援の内容について検討します。

○調査の継続（立入調査）の必要性、調査の内容

虐待の事実の有無を判断することができるとされるのであれば、判断に必要な情報の内容を検討し、だれが、いつまで調査を実施するのかを明確にし、次回の会議の日程を検討します。

なお、虐待の事実が判断できない場合でも、想定される危険性についても検討し、緊急時の対応や連絡先などについて、検討しておく必要があります。

○対応の役割分担

対応については、高齢者の支援と養護者の支援を誰がおこなうのか、また、より具体的な支援を検討するための会議に、誰に協力を求めるかなどについて検討します。また、対応に際し、想定される危険性、その対応などについて検討します。

※一般的と考えられる調査をきちんと行っていないにもかかわらず、事実がなかったと判断し、後に他機関の調査・捜査により虐待があったとして、自治体が訴えられた際、状況によっては国家賠償責任が認められる場合もあります。一般的な調査義務、注意義務については、状況により変化があるため、範囲を設定することは難しいのですが、市町村で調査の内容を日本社会福祉士会の手引きなどを参考に、あらかじめ決めておくことが有効です。その内容に基づき調査を行い、記録として残すことにより、担当者の不安を取り除くとともに、市町村が行った判断の根拠とすることができます。

- ・緊急性の判断を行うための会議等の参加者、位置づけについて、要綱等で取り決めておくことも有効です。川崎市では、高齢者虐待の緊急性の判断等について、要綱で次

のように定めています。

川崎市高齢者虐待防止事業実施要綱

(緊急性の判断)

第4条 前条第2項による通報・届出がなされたときに、区役所保健福祉センター所長又は地区健康福祉ステーション所長は、以下に掲げる者のうち必要と認める者に、第1号様式に基づいたリスクアセスメントを実施させ、「生命又は身体に重大な危険が生じる恐れがある」状況かどうかを判断するものとする。

- (1) 高齢・障害課長、健康福祉ステーション担当課長
- (2) 高齢者支援係長、健康福祉ステーション担当係長
- (3) 高齢者支援係職員、健康福祉ステーション担当職員
- (4) 障害者支援係長又は障害者支援係職員
- (5) 生活保護、地域保健担当部署等の担当者
- (6) その他

2 前項の緊急性の判断により、危険と判断した場合は、区役所保健福祉センター高齢・障害課又は地区健康福祉ステーション高齢者支援担当は、必要に応じ、高齢者虐待防止法第11条により、被虐待高齢者宅への立入調査を行うなど、状況の把握をするものとする。

第3項、第4項略

(ネットワーク・ミーティングの開催)

第5条 前条により、早急に「生命又は身体に重大な危険が生じる恐れがある」ケースとまではいえず、虐待が疑われるようなケースについては、必要に応じ、なるべく早期に、区役所保健福祉センター高齢・障害課又は地区健康福祉ステーション高齢者支援担当が事務局となり、次に掲げる者のうち、区役所保健福祉センター所長又は地区健康福祉ステーション所長が必要と認める者により、「ネットワーク・ミーティング」の開催に努めるものとする。

- (1) 区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢者支援担当
- (2) 地域包括支援センター職員
- (3) 介護支援専門員
- (4) その他

2 前項に基づき、開催するネットワーク・ミーティングにおいては、情報の共有に努め、処遇方針を検討するとともに、その役割分担を行うなど、今後の対応の円滑な実施に向けた検討を行うものとする。

3 ネットワーク・ミーティングで決定された処遇方針、役割分担について、定期的に、情報交換やモニタリングを実施し、必要に応じて、処遇方針について再検討を行うものとする。

4 ネットワーク・ミーティングにおいては、生命・身体の保護に必要なケースで本人の同意を得ることが困難であるかどうかを事務局で判断し、必要に応じて、個人情報や会議資料として提供することとする。ただし、会議終了後、適宜、事務局で回収することとし、会議において知り得た個人の情報については、他に漏らさないものとする。

(3) 虐待の事実認定等を行うための情報

- ・高齢者虐待の事実の有無を判断すると同時に、高齢者の生命・身体の危険性、緊急性を判断する根拠となる情報となります。そのため、客観的で、正確な情報が必要です。
- ・あらかじめ、虐待の事実を判断するために必要な情報を定めておき、調査票などで事実確認調査等で収集する際に、漏れがないようにすることも有効です。

①高齢者虐待の内容に関する情報

高齢者虐待の判断根拠となる情報は、事実確認調査等により、高齢者虐待について「いつ」、「だれが」、「誰から」「何を」、「どのような方法で」得られた情報かについて明確に記録し、「虐待が始まった時期」、「虐待の内容とその程度・頻度」、「発生している時間帯」により判断します。

高齢者虐待防止法には、虐待の内容を明確に定義していませんが、高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えて内容について検討します。

なお、厚生労働省のマニュアルや日本社会福祉士会の「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」などに、虐待の内容の例が掲載されていますので、参考することもできます。

ただし、厳密にそれぞれの事例により、判断が必要となりますので、情報を総合的に判断する必要があります。

②高齢者本人に関する情報

緊急性を判断するうえで、高齢者の健康状態・身体の安全等に関する最新の情報が必要です。

また、対応方法を検討するために、高齢者の介護認定の有無、ADL、認知症状の有無・程度等の情報も必要です。

③養護者に関する情報

養護者から高齢者に対する支援の状況、生活状況などを聴き取ります。

養護者は、支援を可能な範囲で行っていますが、虐待の事実の有無は、養護者の主観よりも、客観的な状況により判断される必要があります。

- ・早急に開催する場合、虐待の事実認定の根拠となる情報が収集できていない場合もあります。当面の対応方法、役割分担、緊急時の連絡体制等、複数の危険性を想定しながら検討し、虐待の事実認定に収集が必要な情報について役割分担し、いつまでに収集するかについて決定します。

虐待の事実認定に関するQ&A

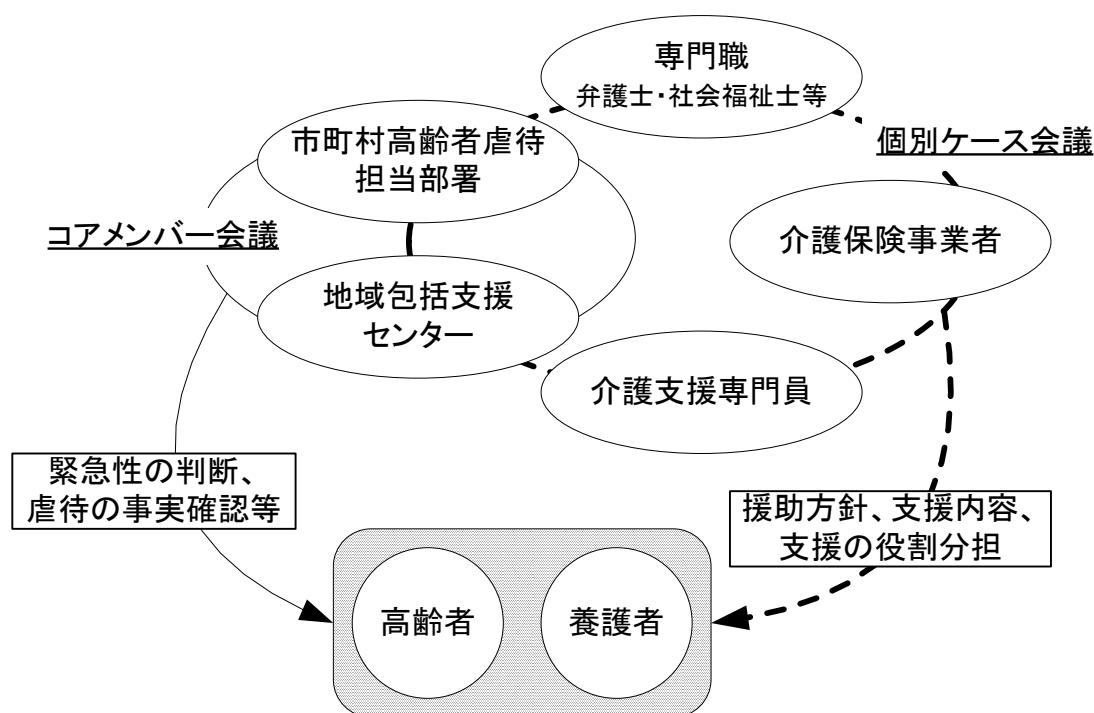
Q：認知症状による徘徊症状があり一人で出歩いてしまう高齢者について、同居家族が日中に留守にしてしまうため、介護サービス事業所が自宅まで送迎したあと、本人が家の外に出て徘徊してしまわないよう、家族からの依頼により事業者が外側から鍵をかけて出られないようにしている場合、身体拘束として判断する必要があるか。

A：外側から鍵をかけて出られないようにする行為は、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為であり、養護者による身体的虐待に該当します。また、当該介護サービス事業者の行っている行為は、身体拘束であり、切迫性、非代替性、一時性の身体拘束が例外的に許される条件を満たしているとは認められず、従事者による身体的虐待

待に該当します。

Q：コアメンバー会議と個別ケース会議との違いはなにか。

A：コアメンバー会議は、緊急性の判断や、虐待の事実の有無を判断するなど、対応の根本となる決定を行うための会議です。そのため、権限を持つ市町村の担当部署や地域包括支援センターの職員が出席して行います。個別ケース会議は、コアメンバー会議で対応の方針が決定した後、高齢者及び養護者の援助の方針を決定し、具体的な支援の内容や役割分担を決定します。そのため、必要に応じて、介護保険事業者や介護支援専門員に同席を求める場合があります。



Q：養護者が介護サービスの利用料を支払わない場合、経済的虐待として判断する必要があるか。

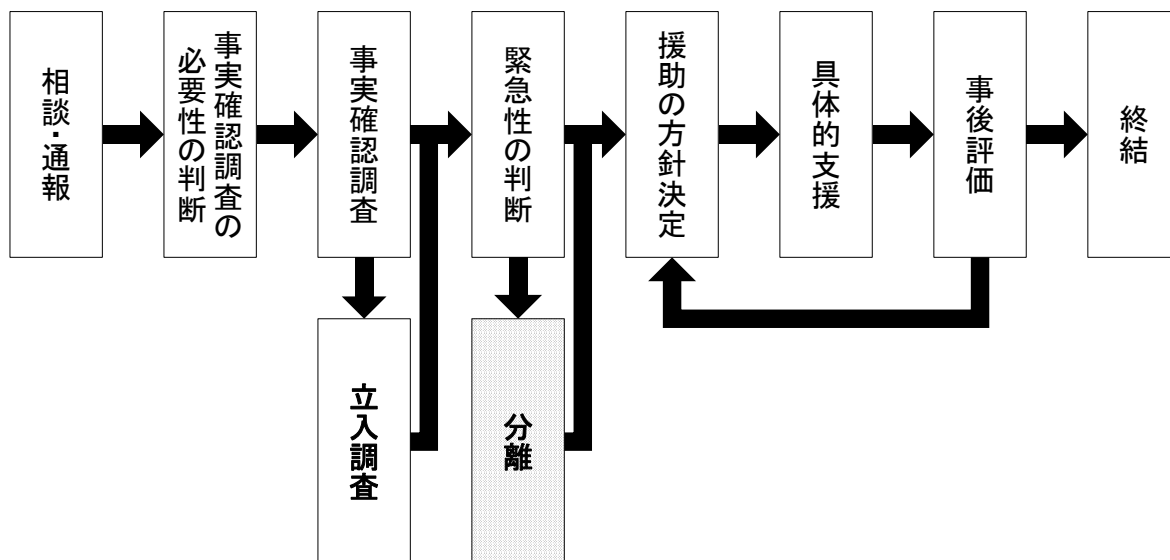
A：厚生労働省マニュアル「高齢者虐待の例」では、経済的虐待は、「本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。」とあり、具体的な例として挙げている中に、「入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。」という記述があります。この記述から各事例について判断する必要があります。認知症の高齢者は、本人の合意や本人の希望については、判断が難しいと言えますが、このような状況では、成年後見制度や日常生活支援事業の利用を早急に行う必要があります。

また、法律上の判断が難しい場合は、弁護士等へ相談することも考えられます。

3 やむを得ない事由による措置

(1) やむを得ない事由による措置の概要

- ・やむを得ない事由による措置は、高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくと重大な結果を招くことが予測された場合に、市町村が老人福祉法に基づき実施します。



やむを得ない事由による措置を実施するうえでのポイント

- 市町村が、高齢者虐待等を理由により、介護サービスの利用が著しく困難な 65 歳以上の高齢者を、介護サービスの利用につなげる。
- 老人福祉法に基づく介護サービスに限り、介護サービスを利用することができる。
- 高齢者の身体の安全を優先として、措置を検討する。
- 本人の同意があれば、養護者が反対していても、措置することができる。

(2) やむを得ない事由による措置の法的根拠

- ・高齢者虐待防止法第 9 条により、措置の実施が規定されています。

高齢者虐待防止法第 9 条（通報を受けた場合の措置）

第 9 条 2 市町村又は市町村長は、第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第 20 条に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第 10 条の 4 第 1 項若しくは第 11 条の第 1 項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第 32 条の規定により審判の請求をするものとする。

- ・老人福祉法では、次のサービスがやむを得ない事由による措置で利用できることとされています。

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能居宅介護、
認知症対応型共同生活介護、特別養護老人ホーム

- ・「やむを得ない事由」とは、厚生労働省老健局通知により、介護サービスの契約や介護保険認定の申請を期待することができず、介護サービスを利用することができない場合や、高齢者虐待のからの保護、養護者支援のために必要性がある場合とされています。

老人ホームへの入所措置等の指針について

(平成 18 年 3 月 31 日付け老発第 0331028 号厚生労働省老健局長通知)

第 1 入所措置の目的

法第 11 条の規定による養護老人ホームへの入所等の措置は、65 歳以上の者であつて、在宅において日常生活を営むのに支障があるものに対して、心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案して、適切に行われるよう努めなければならない。

なお、同条第 1 項第 2 号の規定による特別養護老人ホームへの入所措置については、やむを得ない事由により介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認められるときに限られるものであるが、「やむを得ない事由」としては、

- (1) 65 歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する介護福祉施設サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由(※)により介護保険の介護福祉施設サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合
- (※)「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指す。
- (2) 65 歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は 65 歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合が想定されるものである。

老人福祉法施行令（昭和 38 年 7 月 11 日政令第 2417 号）

（居宅における便宜の供与等に関する措置の基準）

第 5 条 やむを得ない事由により同法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を利用することが困難であると認められる場合において、又は当該 65 歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該 65 歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、その生活の改善、身体及び精神の機能の維持向上等を図ることができるよう、当該者又はその養護者の身体及び

精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める便宜を供与することができる施設を選定して行うものとする。

※他のサービスは第5条第2項以降を参照して下さい。

- ・しかし、やむを得ない事由の想定は、あくまでも想定ですので、高齢者の生命又は身体の安全を優先し、柔軟に解釈をすることも考えられます。
- ・なお、各市町村において要綱、要領や施行細則等により、老人福祉法による措置に関する取り決めがありますので、それらを確認したうえで対応します。

(3) 分離保護の判断

- ・分離保護は、対象者を高齢者虐待防止法では「養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者」とされています。
- ・その必要性は、相談・通報の内容、事実確認調査の結果など、随時、市町村として組織的に判断をします。
- ・そのため、分離保護が必要と判断されるような状況がみられた場合は、担当者が個人的に判断するのではなく、コアメンバー会議、個別ケース会議などを随時開催し、判断の根拠、決定の経過などを記録として残しておきます。
- ・保護の必要性の判断は、次のような内容について総合的に検討する必要があります。

例)

- 高齢者が、虐待を原因として、家を出たいなど、保護を求めている。
- 頭部外傷、腹部外傷、重度の褥瘡などで、重篤な外傷がある。
- 衰弱状態である。
- 意識混濁があり、意識レベルが低い状態にある。
- 重い脱水症状、栄養失調がある。
- 高齢者が、強く自殺を訴えている。
- 養護者が、高齢者に対して、殺意等を訴えている。
- 養護者が、高齢者に対して、暴力をふるっているところを発見した。等
- ・なお、平成15年9月8日開催の全国介護保険担当課長会議において、やむを得ない事由による措置の適正な実施と高齢者が措置に関する費用負担ができない場合でも、必要な時は、まず、措置を実施することとされています。

「平成15年9月8日開催 全国介護保険担当課長会議資料」

6. 連絡事項

(3) 計画課関係事項

ウ「やむを得ない事由による措置」について

○老人福祉法上、市町村は職権による措置（やむを得ない事由による措置）を行うことができることとされているが、介護保険の施行後、こうした措置制度への認識が希薄な市町村が出てきているのではないかとの指摘がある。

一方、要介護高齢者の中には家族から虐待を受けている事例があるとの報道があり、このような場合には、「やむを得ない事由による措置」の実施が求められるところである。

したがって、各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、必要な場合

には適切に措置を行うよう指導の徹底を図られたい。

なお、一部の市町村において、家族が反対している場合には措置を行うことは困難であるとの誤った見解が示されているが、「やむを得ない事由による措置」は、高齢者本人の福祉を図るために行われるべきものであり、高齢者本人が同意していれば、家族が反対している場合であっても、措置を行うことは可能である。

また、高齢者の年金を家族が本人に渡さないなどにより、高齢者本人が費用負担できない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うべきときは、まず措置を行うことが必要である。

更に、高齢者本人が指定医の受診を拒んでいるため要介護認定できない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うことは可能であるので、これらの諸点について、管内の市町村に周知徹底願いたい。

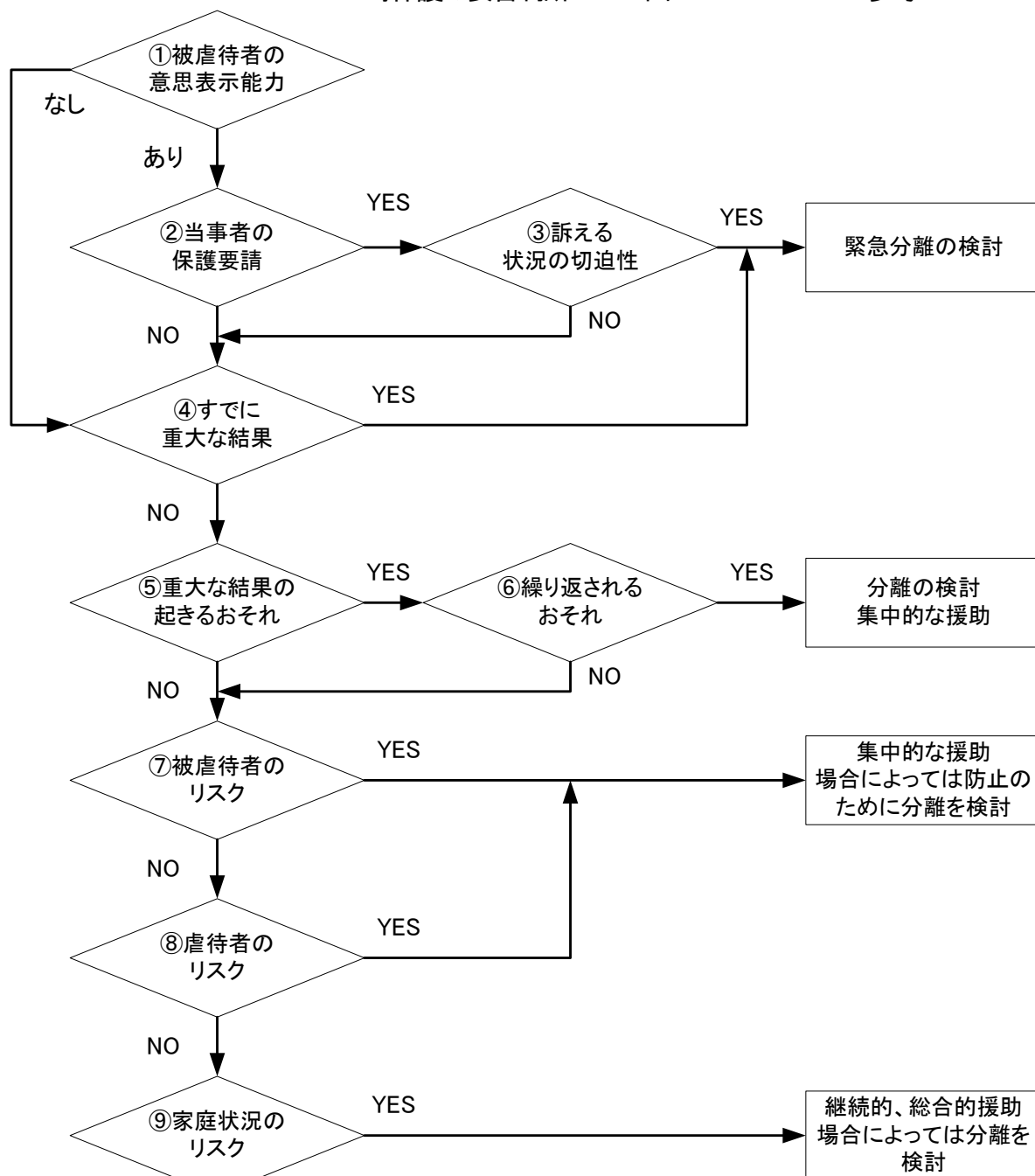
○高齢者虐待は、特に痴呆性高齢者の権利擁護と密接な関係を有する問題であり、必要に応じて成年後見制度の活用に関わり付けていくための支援が求められる。

各都道府県におかれては、管内の区市町村に対して、成年後見等開始審判の市町村長申立制度や、成年後見制度利用支援事業（介護予防・地域支え合い事業のメニュー事業）の積極的な活用が図られるよう指導願いたい。

※次ページに、一時保護の判断のフロー図を掲載します。

一時保護の要否判断フロー図

参考



分離・集中的援助要否判断の手順

- ・①が「あり」であって、②、③、④のいずれかに該当項目がある場合、緊急分離を検討
- ・①が「なし」の場合、④である場合、緊急分離を検討
- ・⑤と⑥に該当項目がある場合、防止の観点から分離を検討、もしくは集中的援助を実施
- ・②から⑥には該当項目がないが、⑦と⑧のいずれかにある場合、リスク緩和のための集中的援助、場合によっては一時、分離検討
- ・⑨にのみ該当項目がある場合、家族全体への継続的・総合的援助が必要場合によっては一時、分離を検討

※副田あけみ 首都大学東京都市教養学部教授が「児童虐待対応の手引き」を参考に作成したものの。

参考

高齢者虐待リスクアセスメント・シート

	あてはまる場合には[]に○を記入し、該当するものを○印で囲む あてはまらない場合は×。情報が未収の場合は未記入のまま	関連情報、あるいは 強み・良い点等を記入
レッド	① 被虐待者は意思疎通が可能か？ []できない（ ）	
	② 当事者が保護を求めているか？ []被虐待者自身が保護を求めている（ ） []虐待者が高齢者の保護を求めている（ ）	
	③ 当事者の訴える状況が差し迫ったものか？ []「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」等の訴えあり（ ） []「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり（ ）	
	④ すでに重大な結果が生じているか？ []例：頭部外傷（血腫 骨折） 腹部外傷 意識混濁 重度の褥そう 重い脱水症状脱水症状の繰り返し、栄養失調 全身衰弱 強い自殺念慮 その他（ ）	
イエロー1	⑤ 今後重大な結果が生じるおそれの高い状態が見られるか？ []頭部打撲 顔面打撲・腫脹 不自然な内出血 やけど 刺し傷、きわめて非衛生的、極端な怯え、その他（ ）	
	⑥ 繰り返されるおそれが高いか？ []習慣的な暴力 新旧の傷・あざ 入退院の繰り返し その他（ ） []虐待者の認識：虐待の自覚なし 認めたがらない 援助者との接触回避（ ） []虐待者の精神的不安定・判断力の低下 非現実的な認識 その他（ ）	
	⑦ 被虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ []認知症程度：Ⅰ Ⅱa Ⅱb Ⅲa Ⅲb Ⅳ M []行動上の問題：徘徊 暴力行為 昼夜逆転 不穏興奮 失禁 その他（ ） []寝たきり度：J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 []性格の問題（偏り）：衝動的 攻撃的 粘着質 依存的 その他（ ） []精神疾患（ ） 依存症（ ） その他（ ）	
イエロー2	⑧ 虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ []被虐待者への拒否的感情や態度（ ） []重い介護負担感（ ） []介護疲れ（ ） []認知症や介護に関する知識・技術不足（ ） []性格の問題（偏り）：衝動的 攻撃的 未熟性 支配的 依存的 その他（ ） []障害・疾患：知的障害 精神疾患（ ） 依存症（ ） その他（ ） []経済的問題：低所得 失業 借金 被虐待者への経済的依存 その他（ ）	
イエロー3	⑨ 虐待につながる家庭状況があるか？ []長期にわたる虐待者・被虐待者間の不和の関係（ ） []虐待者・被虐待者の共依存関係（ ） []虐待者が暴力の被害者（ ） []その他の家族・親族の無関心（ ） []住環境の悪さ：狭い 被虐待者の居室なし 非衛生的 その他（ ）	

判断の目安

レッド：①が○で②③に○がある場合、もしくは①が○ないし×で④に○がある場合

⇒ 緊急保護の検討

イエロー1：①～④に○はないが、⑤と⑥に○ ⇒ 保護の検討、もしくは 集中的援助

イエロー2：①～⑥に○はないが、⑦もしくは⑧に○ ⇒ 集中的援助、もしくは防止のための保護検討

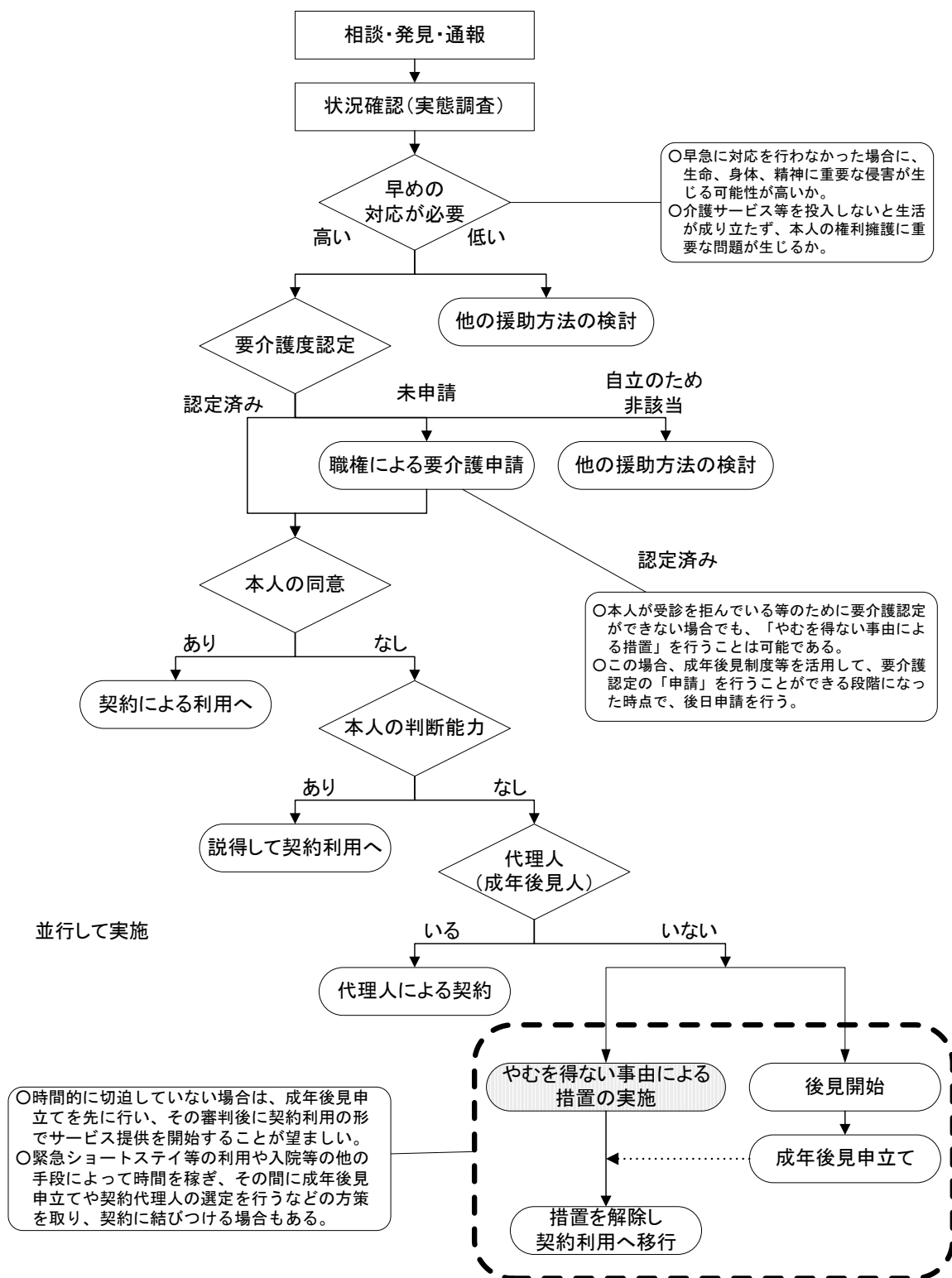
イエロー3：①～⑧に○はないが、⑨に○ ⇒ 継続的、総合的援助

※副田あけみ 首都大学東京都市教養学部教授作成

- ・やむを得ない事由による措置は、高齢者虐待防止法の第9条第2項により、「養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者」を対象としており、また国のマニュアルでは次のようなフローで検討するとされています。

「やむを得ない事由による措置」活用の検討フロー

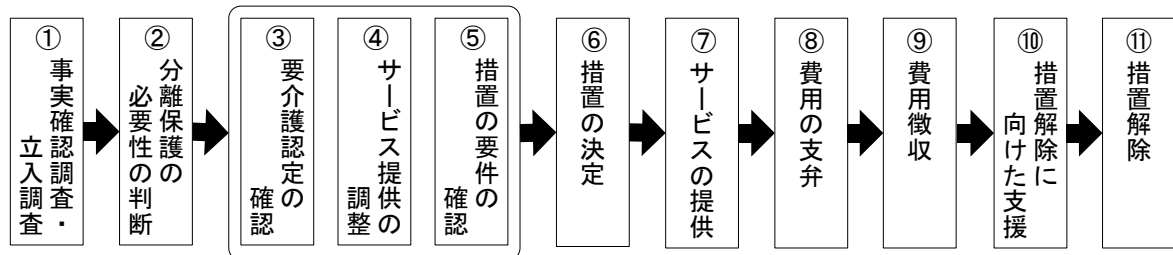
参考



- ・ただし、高齢者の生命又は身体の安全を第一に考えますので、高齢者の判断能力等について、柔軟な対応が必要な場合もあります。

(4) やむを得ない事由による措置の手順

- ・各市町村の要綱、要領や施行細則等で、やむを得ない事由による措置の対応を確認のうえ、対応します。
- ・例として、次のような手順があります。



①事実確認調査・立入調査

②分離保護の必要性の判断

③要介護認定の確認

措置を行おうとしている高齢者が、要介護認定を受けているかどうかを、市町村が確認します。

④サービス提供の調整

どのサービスを利用し、やむを得ない事由による措置を行うかを検討するとともに、措置で利用する施設・事業所に、空き状況や利用の可否について問い合わせます。

⑤やむを得ない事由による措置の要件の確認

高齢者の状況、利用するサービスが、各市町村で定めている要綱等で、やむを得ない事由による措置を行うことが可能かどうかについて、確認します。

⑥やむを得ない事由による措置の決定

やむを得ない事由による措置は、市町村として実施しますので、組織的に決定します。ただし、緊急性が高い場合は、一旦決定をしてから、後日決裁を取る必要がある場合もあります。

⑦サービスの提供

施設・事業所が適切なサービスを利用者に提供します。

サービスを提供する中で、養護者等による面会制限が必要な場合は、施設・事業所と事前に対応方法を協議しておきます。

⑧費用の支弁

24 ページの「(5) やむを得ない事由による措置の費用」を参照してください。

⑨高齢者等からの費用徴収

各市町村で定めている要綱等に基づき、高齢者または家族等から費用を徴収します。

⑩やむを得ない事由による措置解除に向けた支援

やむを得ない事由による措置は、対応の終了ではありません。

やむを得ない事由による措置解除に向けて、成年後見制度の利用や養護者への支援などを行います。

⑪やむを得ない事由による措置の解除

原則、契約によりサービスの利用が可能となった時点で、やむを得ない事由による

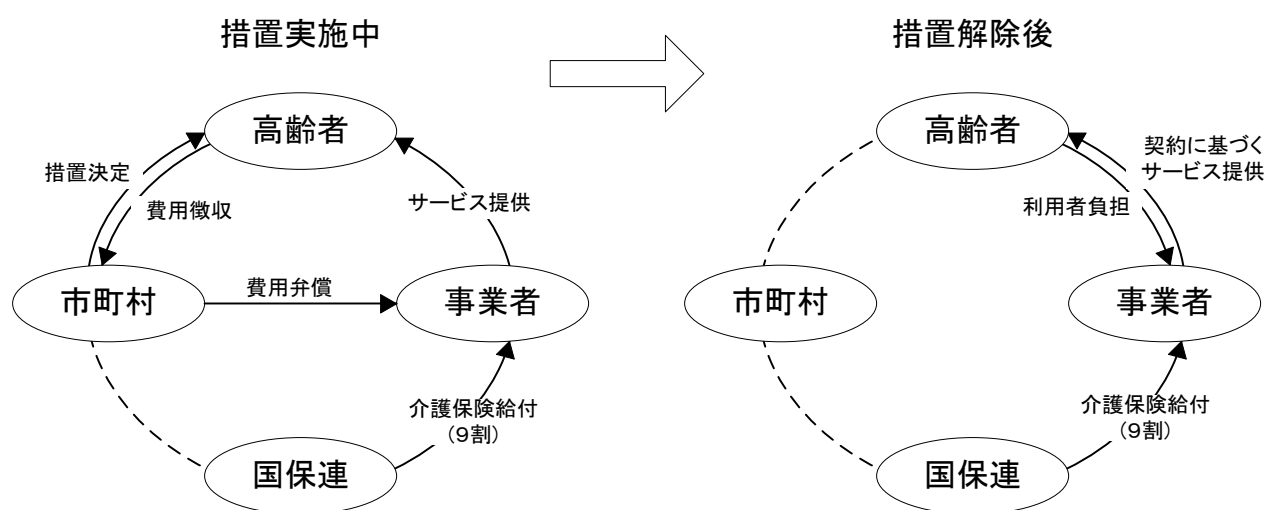
措置は解除となります。

しかし、高齢者や家族の状況により、やむを得ない事由による措置が解除となったとしても、支援が必要な場合があります。

措置が解除になり、あとは事業所に全てまかせてしまうことにより、再度、高齢者虐待が発生することも考えられますので、事業所と連携を継続して取っていく必要があります。

(5) やむを得ない事由による措置の費用

- ・やむを得ない事由による措置の費用は、各市町村の要綱、要領や施行細則等により、老人福祉法による措置に関する取り決めがありますので、それらを確認したうえで対応します。



- ・措置に関する介護費は、要介護認定の結果に基づき、要介護に応じた介護報酬の9割相当分は介護保険給付が行われます。
- ・残り1割を、高額介護サービス費の適用、本人の負担能力を考慮したうえで、本人に請求します。

「平成12年3月7日開催 全国高齢者保健福祉関係主管課長会議資料」

3 平成12年度以降の措置の取り扱いについて

(3) 措置の場合の費用負担関係

ア 特別養護老人ホーム

「やむを得ない事由」により特別養護老人ホームに措置された者の費用負担については、9割（＋食費）相当分は、介護保険給付が行われることから、残りの1割（＋食費の標準負担額）相当分について、措置費を支弁することになる。（改正後の老人福祉法第21条の2）

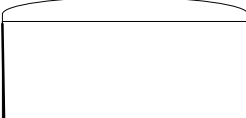
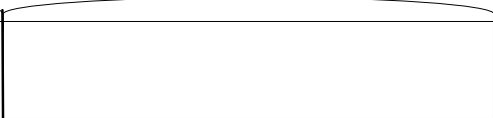
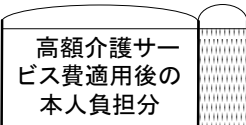
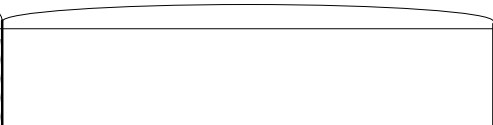
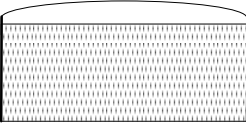
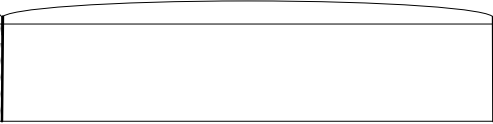
老人福祉法第28条に基づく費用の徴収については、この1割程度相当分を対象として、高額介護サービス費の適用を勘案した介護費及び食費に関する利用者負担と同水準の費用徴収を行うこととする。

（保険給付の場合の利用者負担と措置の場合の費用徴収を同一水準とする。）

イ 在宅サービス

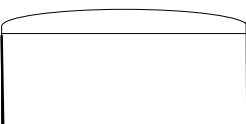
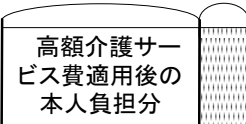
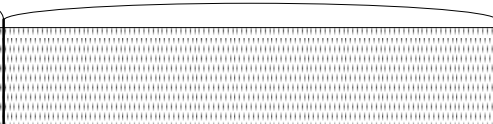
基本的に特養の場合と同様、9割相当分は介護保険給付が行われ、1割相当分について措置費を支弁した上で、この1割相当分を費用徴収することになる。
(市町村が一旦支払った上、市町村が利用者から当該額を費用徴収する。)

※介護保険を利用できる場合

一般的なやむを得ない事由による措置	本人負担1割  保険給付9割 
高額介護サービス費の適用がある場合	本人負担+措置費=1割  保険給付9割 
生活保護相当の場合	措置費1割  保険給付9割  本人の負担はない

- ・介護保険を利用できない場合は、介護保険相当額の9割を措置費として考えます。

※介護保険を利用できない場合

一般的なやむを得ない事由による措置	本人負担1割  措置費9割 
高額介護サービス費の適用がある場合	本人負担+措置費=1割  措置費9割 
生活保護相当の場合	全額措置費  本人の負担はない

やむを得ない事由による措置に関するQ&A

Q：本人が施設入所を拒否した場合でもやむを得ない事由による措置で対応することができますか。

A：全国介護保険担当課長会議（平成13年9月8日開催）において、やむを得ない事由による措置は、本人や家族が拒んでいたとしても、行うことが可能であり、適切に措置が行われるように連絡事項としてあげられました。

「平成13年9月8日開催 全国介護保険担当課長会議資料」

6. 連絡事項

（3）計画課関係事項

（3）「やむを得ない事由による措置」について

老人福祉法上、市町村は職権による措置（やむを得ない事由による措置）を行うことができることとされているが、介護保険の施行後、こうした措置制度への認識が希薄な市町村が出てきているのではないかと指摘がある。

一方、要介護高齢者の中には家族から虐待を受けている事例があるとの報道があり、このような場合には、「やむを得ない事由による措置」の実施が求められるところである。

したがって、各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、必要な場合には適切に措置を行うよう指導の徹底を図りたい。

なお、一部の市町村において、家族が反対している場合には措置を行うことは困難であるとの誤った見解が示されているが、「やむを得ない事由による措置」は、高齢者本人の福祉を図るために行われるべきものであり、高齢者本人が同意していれば、家族が反対している場合であっても、措置を行うことは可能である。

また、高齢者の年金を家族が本人に渡さないなどにより、高齢者本人が費用負担できない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うべきときは、まず措置を行うことが必要である。

更に、高齢者本人が指定医の受診を拒んでいるため要介護認定ができない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うことは可能であるので、これらの諸点について、管内の市町村に周知徹底願いたい。（市町村が一旦支払った上、市町村が利用者から当該額を費用徴収する。）

Q：高齢者が入院治療を必要な状況ですが、預金通帳等を養護者が保管しており、費用負担ができない場合、どのような対応をすることができますか。

A：やむを得ない事由による措置は、老人福祉法に基づく福祉サービス利用に関する措置となるため、入院等の医療に関する利用はできません。また、医療法等に、老人福祉法における「やむを得ない事由による措置」のような制度はないため、市町村等が職権で、高齢者に医療サービスを受けさせ、医療費を支弁するような制度はありません。そのため、家族を説得し、必要な医療を受けさせることが基本となります。低所得者などの生計困難者に対しては、社会福祉法第2条第3項の規定により、無料・低額診療を行う病院があります。病院によって、減免の基準などが異なるため、事前に

病院の医療ソーシャルワーカー等に相談し、協力が可能かどうか調整をしておく必要があります。

Q：特別養護老人ホームに措置を依頼する際、定員を超過してしまうことがわかりましたが、定員を超過した入所を依頼することはできますか。

A：厚生労働省のマニュアルでは、定員超過について次のような考え方があげられています。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 39 号）（抜粋）

第 25 条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所をさせてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

※ 「虐待」の文言は平成 18 年 4 月施行に併せ改正することとしているものです。単なる特別養護老人ホームへの入所措置であれば、介護報酬上の減算の対象外となるのは定員の 5% 増（定員 50 人の特別養護老人ホームでは 2 人まで）ですが、虐待に関わる場合であれば、措置による入所であるかどうかを問わず、かつ、定員を 5% 超過した場合であっても、介護報酬の減算対象とはなりません。

- ・そのため、やむを得ない事由による措置による入所である場合は、一定の基準により定員を超過することができます。
- ・ただし、やむを得ない事由がなくなった場合は、速やかに定員を超過する利用を解消する必要があります。
- ・また、居室に空きがない場合、原則はやむを得ない事由による措置は、居室を使用することとなっていますが、虐待発生時は、高齢者の保護を優先し、措置を行う居室がない等、真にやむを得ない場合は、居室が使用できるまでの短期間であれば静養室等を用いることも選択肢の一つとして考えることができます。

厚生労働省「国民の皆様の声・集計結果報告票（地方自治体・本省受付分）」平成 22 年 8 月 13 日～8 月 19 日受付分

問：「虐待の理由により、やむを得ない事情として定員超過している特別養護老人ホームに入所していただく場合、静養室を用いることは可能であるか。」

答：「居室以外の部屋を用いる場合に、静養室を用いることは手段として選択されうるものであるが、退所等の理由により入所者数が減少した場合は、速やかに居室に移動していただく必要がある。」

4 面会制限

(1) 面会制限の概要

- ・この制限は虐待を受け、保護措置を受けた高齢者の安全を図るため、認められる権限です。

面会制限を実施するうえでのポイント

- 特別養護老人ホームの措置及び養護委託を受けた高齢者を、市町村長又は特別養護老人ホーム・養護老人ホームの施設長が虐待を行った養護者の面会を制限できる。
- 契約による入所及び他のサービスによる分離保護は、虐待防止法において面会制限の規定がないため、面会制限の必要がある場合は、市町村は保護の一環として、施設長及び管理者は施設管理権に基づき、面会を制限する。
- 面会制限を有効に活用するために、市町村と施設長・管理者等の連携が不可欠。
- 措置解除後も、面会制限が必要な場合は、施設だけに任せず、市町村の支援が必要。

(2) 面会制限実施の法的根拠

- ・高齢者虐待防止法第13条では、特別養護老人ホームへの入所措置が採られた場合においては、市町村長又は養介護施設の長は虐待を行なった養護者について面会を制限できると定めています。

高齢者虐待防止法

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

老人福祉法

(老人ホームへの入所等)

第十一条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

- 一 六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
- 二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

三 六十五歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不相当であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。

- ・ このため、やむを得ない事由による措置で認められた他のサービスで分離保護を行う場合（短期入所生活介護、小規模多機能型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護）は、高齢者虐待防止法には面会制限は定められていません。
- ・ しかし、養護者と面会することによって生命・身体の安全や権利が脅かされる恐れがある場合は、市町村が措置に付随することとして、養護者に対して面会できる状況ではないことを伝え、養護者を説得するなど、面会を制限する方法があります。
- ・ また、施設長・管理者が、施設内の高齢者の安全を守るという施設管理権の一環として、面会制限を求める場合もあります。
- ・ なお、養護者以外の者であっても、養護者と協力関係にある者から面会希望があった際も、状況により養護者に準ずる対応をとる場合もあります。

(3) 面会制限実施の判断

- ・ 基本的には、面会制限の実施は、コアメンバー会議や個別ケース会議などで検討し、市町村が、実施の判断をします。
- ・ 特に、やむを得ない事由による措置を行った場合は、面会制限の実施を視野に入れて、必要性が考えられる場合は、施設・事業所に措置を依頼する際に、面会制限をすることもあることを伝え、協力を依頼します。
- ・ 面会制限を実施する具体的な事例は、虐待防止法や厚生労働省のマニュアルには具体的に記載されていませんが、次のような内容を検討し、総合的に判断します。

例)

- 養護者と面会することで高齢者の生命・身体に危害が及ぶ恐れがある。
- 養護者の現在の状況がわからず、養護者の面談等により状況の確認が終了するまでの期間を面会制限する。
- 高齢者が養護者との面会を希望していない。
- 養護者が高齢者を施設・事業所から連れ出す恐れがある。
- 養護者が施設・事業所の他の利用者や職員に対して危害を加える恐れがある。等
- ・ 面会制限の実施を判断する際は、判断に至った経緯を記録しておきます。
- ・ また、面会制限が必要と判断された場合、面会制限実施期間や養護者から面会希望があった際の窓口や対応方法も検討します。
- ・ 面会制限は、高齢者や養護者にとって必ずしも、有効な面ばかりではありません。そのため、一定の期間の経過後、面会制限を継続するかどうかについて、再度検討する必要があります。
- ・ 養護者が突然、措置先である特別養護老人ホームに直接面会に来た場合等は、施設長の権限で面会制限することも可能です。

(4) 面会・面会制限の手順

- ・ 養護者から面会希望があった場合は状況により手順が変わりますが、一例として厚生

労働省のマニュアルの内容を参考に整理しました。

①養護者への告知

やむを得ない事由による措置の決定がされた場合、次のような内容を養護者に対して告知します。

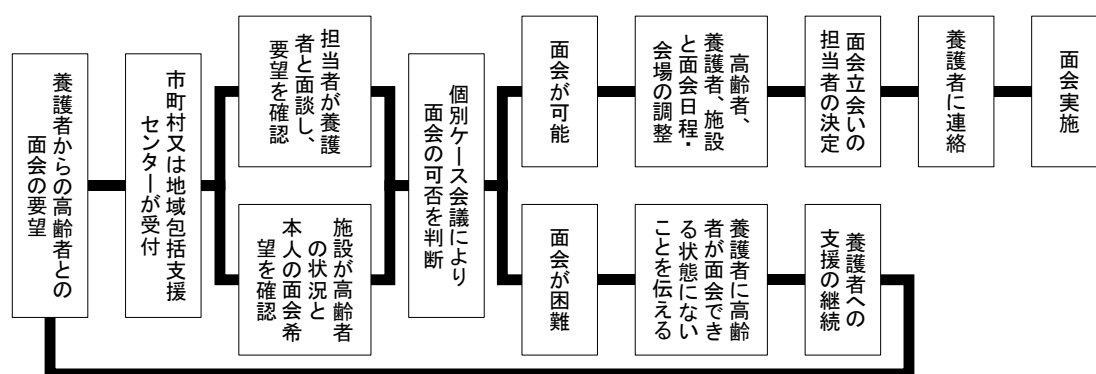
例)

- 措置入所の実施の事実
- 不服申し立て権について
- 高齢者への面会方法及び面会制限に関する注意
- 市町村の担当者名、連絡先

②基本的な面会手続き

基本的には、面会希望があった場合は、養護者の状況、高齢者の状況等をもとに、個別ケース会議において、面会が可能かどうか判断し、市町村が面会の可否について決定します。

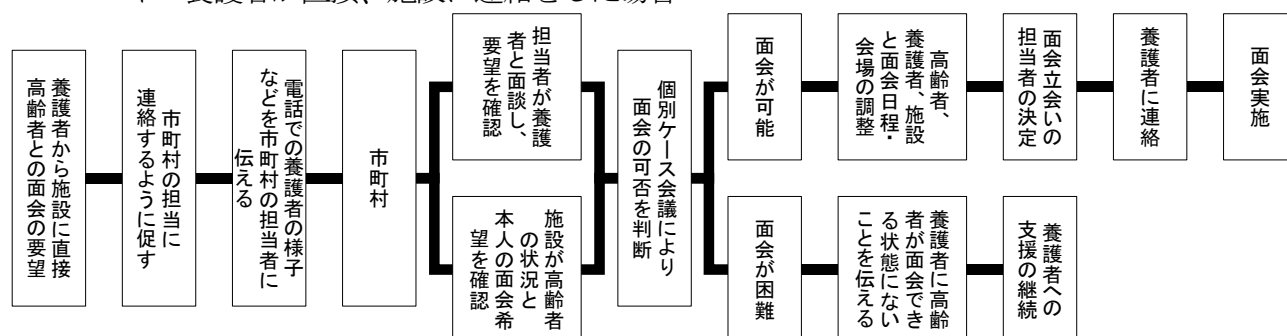
ア 養護者から市町村等に面会の要望があった場合



高齢者、養護者、施設と面会の日程や面会を行う会場について、詳細に調整をします。

特に、措置を行っている施設内での面会を行うことで困難が予想される場合は、市町村の役所内での面会を行うなど、他の場所で面会をすることを検討するなどの必要^①があります。

イ 養護者が直接、施設に連絡をした場合

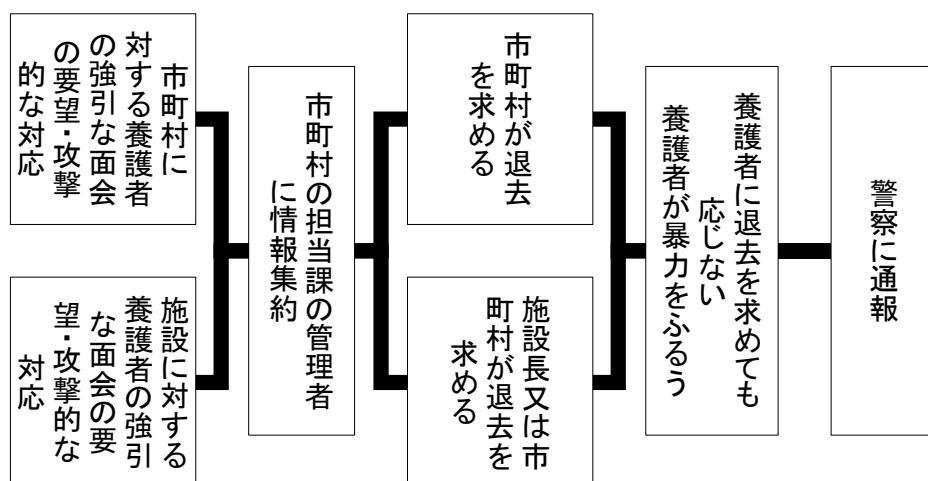


高齢者虐待防止法では、施設長には、面会を制限することができることとされています。しかし、事前に対応を市町村と協議しておき、養護者から、直接施設に連絡が会った場合は、施設が養護者に対応するのではなく、養護者に対して市町村等

の担当者に連絡し、判断を仰ぐように促します。

これは、高齢者の面会の判断は、措置を行った市町村が責任を負うと判断されるためです。

ウ 市町村等や施設に強引な面会要求があった場合



面会市町村の担当者や施設に直接、養護者から強引な面会の要望や、攻撃的な対応があった場合は、市町村の担当課の管理者に情報を集約し、施設長や市町村が退去を求めます。

退去を求めても養護者が応じなかったり、養護者が暴力をふるったりする場合は、警察に通報し、対応を求めます。

(5) 面会制限実施中の養護者支援

- ・ 高齢者虐待防止法の第14条では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談等を行うこととされています。
- ・ このため、コアメンバー会議や個別ケース会議において、高齢者と養護者の支援を行う担当機関を分けるなどして、養護者の支援を行うようにします。
- ・ 面会制限により高齢者と養護者の関係が終了してしまうことなく、関係を改善するため、養護者への支援を継続する必要があります。

高齢者虐待防止法

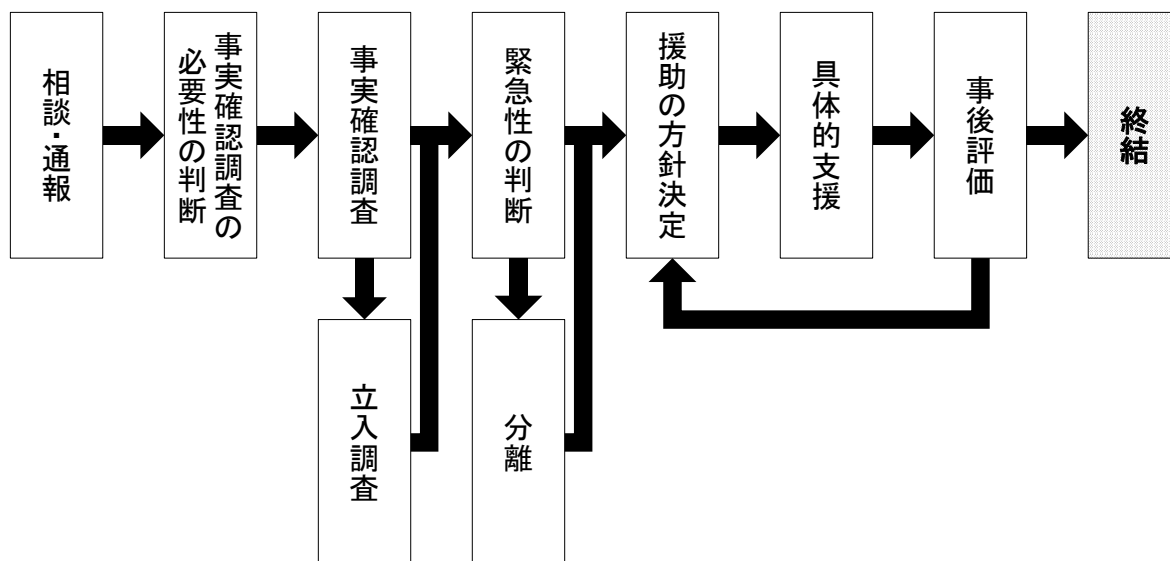
(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第6条に規定するもののほか、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

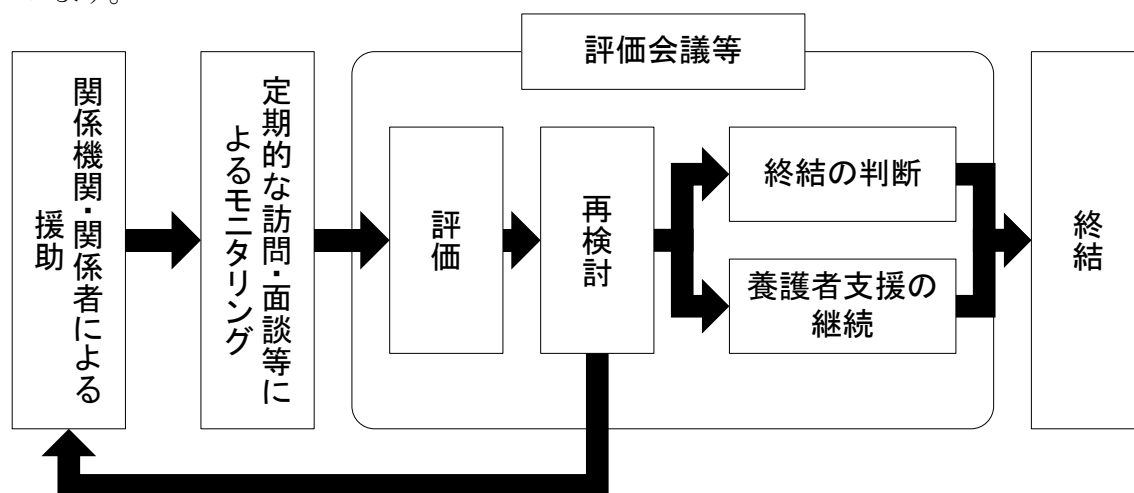
2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

5 終結の判断

(1) 終結の判断プロセス例



- ・高齢者虐待対応の終結は、事例ごとに違います。また、高齢者本人の保護が終了した後であったとしても、養護者に対する支援が、長期間続く事例もあります。
- ・養護者の支援が継続していたとしても、高齢者虐待の状態ではないのであれば、虐待の対応は終結したとして判断し、高齢者の権利侵害がないということを市町村が判断します。
- ・終結の判断がないということは、高齢者虐待が継続しているということとなり、引き続き虐待の対応をする必要があるということになります。
- ・そのため、終結の判断は、コアメンバー会議や個別ケース会議、評価会議等を開催し、関係者・機関と連携を取りながら客観的に評価し、市町村が終結の最終的な判断を行います。



- ・終結の判断は次のような点を考慮し、検討を行います。

例)

- 高齢者虐待・権利侵害が継続して発生していない。
- 高齢者虐待・権利侵害の発生した要因が明確化されており、要因が取り除かれ、再発防止策が取られている。
- 高齢者及び養護者の安定した生活が維持できている。

○高齢者及び養護者が望む生活ができている。

- ・会議の記録として、終結の判断に至った理由等を明確に記載した記録を作成します。

(2) 終結後の支援

- ・虐待対応が終結したとしても、必要に応じて、高齢者本人や家族との関わりを継続します。
- ・高齢者虐待防止法には、高齢者虐待を受けた高齢者の保護以外にも、虐待の防止についてもあげられていることから、必要に応じて、虐待防止のための相談、指導及び助言を行います。
- ・また、関わりを継続することで、虐待発生時にも早期の発見が可能となる場合もあります。

6 関係機関との連携

(1) 各機関の役割

- ・市町村や地域包括支援センター等の関係機関は、それぞれ対応可能な範囲があります。範囲を超えた対応は行うことができません。
- ・また、事例によって関係機関の対応を依頼する場合があります。市町村が中心となるコアメンバー会議によって、大まかな方針を決定する際に、協力を依頼する関係機関についても検討します。

	市町村	地域包括支援 センター	介護保険事業所	介護支援専門員	民生委員
早期発見・通報	—	○	○	○	○
通報の受付	○	○	—	—	—
事実確認調査	○	○	—	—	—
コアメンバー会議	○	○	—	—	—
個別ケース会議	○	○	△	△	△
本人支援	○	○	○	○	△
家族支援	○	○	○	○	△

○…対応、△…事例によって対応の必要あり

(2) 虐待防止ネットワーク会議の開催

- ・虐待防止ネットワークの位置づけや、参加者、協議事項などを明確にしておくことも有効です。
- ・13ページの「川崎市高齢者虐待防止事業実施要綱」や「綾瀬市高齢者虐待防止ネットワーク事業実施要綱」等、事前に要綱を制定し対応している市町村もあります。

綾瀬市高齢者虐待防止ネットワーク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）に基づき実施する高齢者虐待の防止対策を推進するための連絡調整会議の設置等に関すること及び高齢者虐待の対応について必要な事項を定めるものとする。

(連絡調整会議)

第2条 市長は、高齢者虐待の防止、早期発見並びに高齢者及び養護者への支援を行うために必要な対策を推進するため、連絡調整会議を設置する。

(組織)

第3条 連絡調整会議は、地域包括支援センター運営協議会委員をもって組織する。

(協議事項)

第4条 連絡調整会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 高齢者虐待防止対策の検討に関すること。
- (2) 高齢者虐待の防止に関する啓発及び普及に関すること。
- (3) 高齢者虐待に関する情報交換に関すること。

(4) その他高齢者虐待防止に関すること。

(会議)

第5条 会議は、原則として地域包括支援センター運営協議会会議に併せて開催するものとする。

(通報等の窓口)

第6条 法第7条第1項若しくは第2項に規定する通報又は第9条第1項に規定する届出の受理（以下「通報等」という。）並びに虐待を受けた高齢者の保護及び養護者の支援等に関する事務を行う窓口は、地域包括支援センターとする。

(養護者の支援等)

第7条 地域包括支援センターは、日常の業務において高齢者虐待の防止を図るため、介護保険サービスの利用の促進並びに保健福祉サービス及び地域資源に関する情報提供を行うなどの養護者の支援を行うものとする。

2 地域包括支援センターは、高齢者虐待事例や虐待危惧事例の把握とその対応方法等の検討を行う。

(安全確認及び保護)

第8条 地域包括支援センターは、法第9条第1項に規定する措置を講ずるものとする。

2 法第9条第2項に規定する措置又は審判の請求は、地域包括支援センターと高齢者福祉主管課が協力をして行うものとする。

(連携体制)

第9条 地域包括支援センターは、前2条に規定する支援等を行うため、別紙ネットワーク図を基本に関係機関相互の共通理解を図り、連携できる体制を整備するものとする。

(チーム検討会)

第10条 地域包括支援センターは、個別の高齢者虐待事例に的確かつ迅速に対応するため、個別のチーム検討会を設置するものとする。

2 チーム検討会の構成員は、介護保険事業者、医療機関、社会福祉協議会、民生委員、警察署、弁護士及び消費生活相談員など（以下「関係機関」という。）とし、通報等があった場合に、当該通報等に関連する関係機関を地域包括支援センターが招集をし、チーム検討会を開催するものとする。ただし、関係機関が検討会等を開催するときは、その検討会等をチーム検討会とすることができる。

3 チーム検討会を開催するときは、書面による通知等を省略することができる。

4 地域包括支援センターは、チーム検討会において法第9条第2項に規定する措置等の必要性を判断したときは、速やかに高齢者福祉主管課に措置等の依頼をするものとする。

5 地域包括支援センターは、連絡調整会議にチーム検討会の実施状況を報告するものとする。

(守秘義務)

第11条 連絡調整会議の委員及びチーム検討会の参加者は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(庶務)

第12条 連絡調整会議の庶務は、地域包括支援センター主管課において処理する。

(委任)

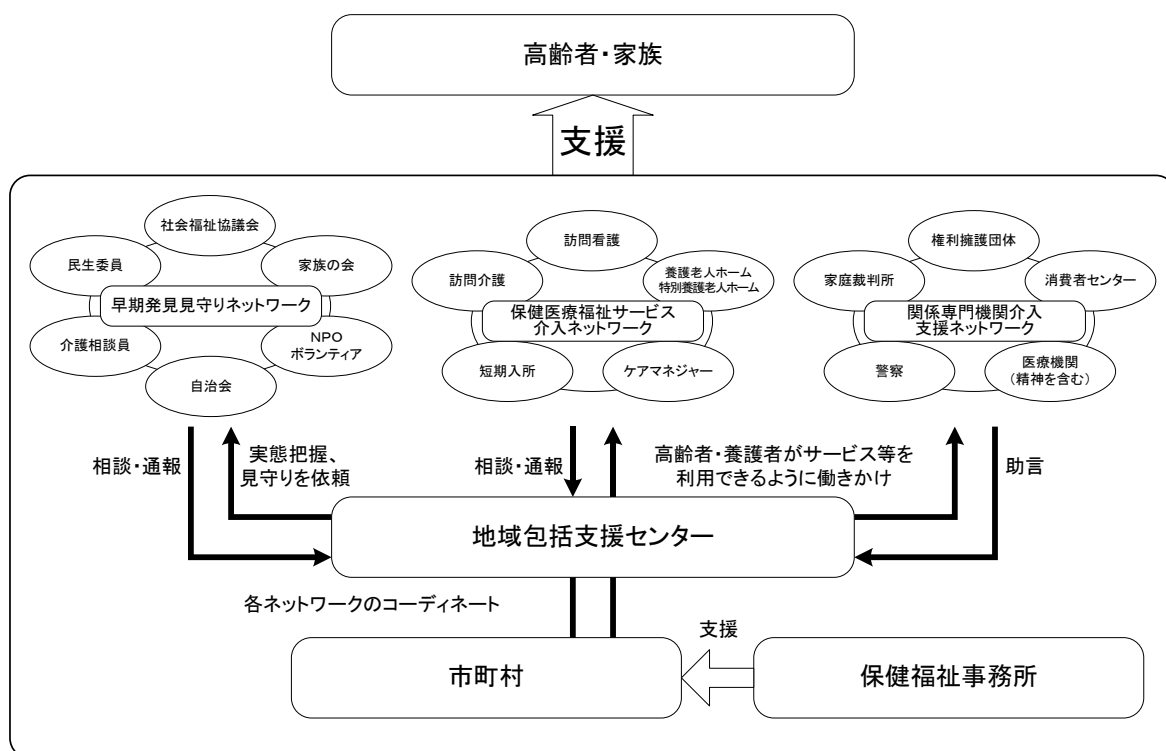
第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

- ・ 高齢者虐待が発生してから関係機関と連携体制を構築するのではなく、事例が発生する以前の、普段から連携体制を構築することで、事例発生時にスムーズに対応することができます。

高齢者虐待防止ネットワークの例



※県所管域の場合

- ・ 高齢者虐待防止ネットワークは、各市町村の体制に沿ったものを構築する必要があります。

(3) 市町村と地域包括支援センターとの連携

- ・高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の対応は、市町村が行うこととされています。
- ・なお、次の一部の事務を委託することができるかとされています。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○高齢者及び養護者に対する相談、指導、助言○高齢者虐待の相談・通報の受理○高齢者の安全確認○事実確認のための措置 |
|---|

- ・高齢者の安全確認や事実確認のための措置の業務を、地域包括支援センターに委託を行っているとしても、市町村は、地域包括支援センターに任せきりにしてしまうのではなく、最終的な虐待の有無等について認定を行うなどの、虐待の対応の主体は、あくまでも市町村ですので、連携を取りながら、対応を行う必要があります。
- ・厚生労働省マニュアルでは、次のように地域包括支援センターに委託できる業務内容の一覧を整理されています。なお、それぞれの市町村と地域包括支援センターとの契約内容によって違いがあります。

地域包括支援センターに業務委託した場合の市町村及び地域包括支援センターの役割

◎：中心的な役割を担う	○：関与することを原則とする
△：必要に応じてバックアップする	空欄：当該業務を行わない

		市町村	地域包括支援センター	委託規定
ネットワーク	・高齢者虐待防止ネットワークの構築・運営	△	◎	
広報・啓発活動	・高齢者虐待に関する知識・理解の啓発 ・認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発 ・通報（努力）義務の周知 ・相談等窓口・高齢者虐待対応協力者の周知 ・専門的人材の確保	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	△ △ △ ◎	
相談・通報・届出への対応	・相談、通報、届出の受付 ・相談への対応（高齢者及び養護者への相談、指導及び助言）（第6条・第14条第1項） ・受付記録の作成 ・緊急性の判断	△ △ △ ○	◎ ◎ ◎ ◎	有 有
事実確認・立入調査	・関係機関からの情報収集 ・訪問調査 ・立入調査 ・立入調査の際の警察署長への援助要請	○ ○ ◎ ◎	◎ ◎ (直営のみ◎)	有 有 (直営のみ)
援助方針の決定	・個別ケース会議の開催（関係機関の招集） ・支援方針等の決定 ・支援計画の作成	○ ○ △	◎ ◎ ◎	
支援の実施	(やむを得ない事由による措置等の実施) ・措置の実施 ・措置後の支援 ・措置の解除 ・措置期間中の面会の制限 ・措置のための居室の確保 (成年後見制度の活用) ・市町村長による成年後見制度利用開始の審判の請求	◎ △ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	(市町村へのつなぎ) ◎ △ △	
養護者支援	・養護者支援のためのショートステイ居室の確保	◎		
モニタリング	・支援の実施後のモニタリング	△	◎	
その他	(養護者による高齢者虐待防止関係) ・個人情報取扱いルール作成と運用 (財産上の不当取引による被害の防止関係) ・被害相談 ・消費生活関係部署・機関の紹介	◎ ◎ ◎	△ △ ◎	有 有

(4) 市町村と保健福祉事務所との連携

- ・ 高齢者虐待の対応において、本人、家族へのアプローチをするために、市町村は、保健福祉事務所における精神科嘱託医等による認知症相談や精神保健福祉相談を活用し、医師による訪問相談や助言を得ることができます。
- ・ また、高齢者やその家族に精神疾患が疑われた場合は、市町村他部署との協力だけでなく、保健福祉事務所に対し、相談、同行訪問や個別ケース会議への出席を依頼することもできます。
- ・ なお、保健福祉事務所は、介護保険法上の実地指導を実施することができ、日常生活の中で、家族が介護上引き起こしている虐待につながるような不適切な状況を発見し、防止するための支援を行います。
- ・ その他、保健福祉事務所は、市町村が開催する虐待防止ネットワーク等へ構成員として参加している場合も多く、虐待の原因になりがちな「認知症」に関する正しい知識や「成年後見制度」の普及といった虐待防止の視点で、市町村を支援します。

関係機関との連携に関するQ&A

Q. 《施設のような構造を持った“居宅”》無届の有料老人ホームの類に含まれる高齢者専用住宅(サービス付き高齢者向け住宅)などの、提供サービスや介護保険による居宅サービスなどの実態が確認し難い構造になっている住宅において、管理人等による身体拘束が日常的に行われている疑いがあるが、どのように対応すればよいか。

A. ～市町村として可能な対応～

老人福祉法に定める有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅などについては、日本社会福祉士会のマニュアルで「養護者による虐待」として対応することになっているので、市町村がその権限に基づき、立ち入り調査をすることが可能です。また、要介護性の高い居住者は、当該住宅のサービス以外に介護保険による居宅サービスを利用している場合が多く、その居宅サービス計画そのものに問題が見られることがあります。例えば、介護支援専門員がサービスの実態を把握できない状況であったり、介護保険サービスの不適正な利用など、サービスが複雑である場合です。市町村は介護保険法第23条により保険者として確認を求めることを併用して、指定居宅介護支援事業所や指定訪問介護事業所に対し事実確認をすることができます。

～保健福祉事務所と連携した対応が必要な場合～

上記のような方法で市町村として調査を実施しても、複数の高齢者の住居であり、被虐待高齢者が特定できず、その高齢者の保険者が必ずしも当該住宅所在地の保険者でない場合も多く、単独の市町村の対応では困難な場合もあります。そこで、県保健

福祉事務所が行使による介護保険法第 24 条により、関係市町村と協働で不適切なサービスや虐待の確認などができる場合があります。虐待に該当すると認められる事象が発見された場合、当該虐待の解決をはかるとともに、居宅サービス提供の事業所が行った不適切なサービスの提供や虐待の事実について、指定介護保険事業所として必要な指導を行うこととなります。

7 事例検証

(1) 事例検証の目的

- ・死亡事例等の検証は、発生してしまった事例について、地域包括支援センター、市町村等の関係者との発生後の情報共有のあり方や、関係機関との連携の再構築を目的とします。
- ・高齢者虐待を原因とする死亡事例等があったと判断してしまうと、関係者が適正に関っていないということを認めてしまうことになるとの印象を持つかもしれませんが、事例検証が必要な事例は、適正に関わっていたとしても発生することがあります。そのため、事例検証は関係者の責任追及ではなく、事例検証から得られる情報等を、次の支援に生かすことを目的とします。

(2) 検証事例の選出

- ・検証事例は、発生した事例を、各市町村や地域包括支援センターが、次のような内容について着目し、検証の必要性を検討します。

例)

- 高齢者本人・養護者等が死亡・自殺、心中等の重篤な状況となった事例
- 新聞報道等が行われ、市町村が情報収集を必要と判断した事例
- 市町村・地域包括支援センター等の関係機関が、養護者・関係者から訴訟、情報開示請求、継続的な攻撃的言動等を受けた事例
- その他、検討が必要と思われる事例

「東京都高齢者権利擁護推進事業 高齢者虐待事例分析検討委員会報告書（平成 25 年 3 月東京都保健福祉局）」を参考に作成。

- ・なお、市町村が高齢者虐待を原因として事例が発生したと判断していない事例であったとしても、事例によっては検証の必要がある場合があります。
- ・各市町村で客観的に検証する事例の必要性を判断できるチェック項目を作ることにより、客観的判断することができます。

(3) 検証手順

- ・事例検証は、第三者性と専門性を担保した人選による委員会を設置するなどして、複数の関係機関で行います。
- ・また、学識経験者や弁護士等の専門家にも参加を依頼することで、検証の客観性を保つことも有効です。
- ・検証の手順は、事例によって、また市町村の体制によっても変わります。必要な手順、検証に参加する関係職員の範囲等をあらかじめ内規等で決めておくことにより、事例発生時にスムーズに対応することができます。
- ・次ページに、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成 20 年 3 月 14 日付雇児総発第 0314002 号本職通知）を基に作成した手順の流れの例を記載します。

※検証は、個人情報の取扱いに充分注意し、検証を行うための会議の委員に対しても、守秘義務の確認を必ず行います。

検証の進め方の例

	会議での検討内容等	市町村等事務局業務
事前準備 ↓ 初回会議 ↓ 会議を複数回開催 ↓ 最終の会議 ↓ 報告書取りまとめ後	・ 検証の目的の確認 ・ 検証の方法、スケジュールの確認 ・ 事例の概要把握 ・ 地域包括支援センター、市町村内の関係部署、その他関係機関や関係者からのヒアリング ・ 問題点・課題の抽出 ・ 問題点・課題に対する提言等の検討 ・ 報告書素案検討 ・ 報告書の周知範囲の検討 ・ 報告書とりまとめ	・ 関係機関から事例に関する情報収集し、事例検証に必要な概要資料作成 ・ 会議に出席を依頼する者の選定、依頼文の発送 ・ ヒアリング結果資料作成（事例の概要を詳細化） ・ 報告書素案作成 ・ 提言を基に再発防止策を講ずる ・ 必要に応じて報告書の周知

検証は、下記の進め方を参考に、市町村や事例ごとに変更します。

- ・ 検証に必要な情報は、高齢者虐待で対応していた事例であれば、既に収集をしているものを中心に活用します。高齢者虐待で対応していない事例は、地域包括支援センターや介護保険事業所に協力を依頼し、情報を収集します。
- ・ 検証時の個人情報の取扱いについても、内規等で定めておくことにより、収集する際に協力を得やすくなる場合もあります。
- ・ 裁判に関する記録（判決記録）等の活用も有効的ですが、検証目的であっても、収集が困難です。裁判に関わった弁護士に協力を依頼することで、個人情報を削除した上で、提供してくれる場合もあります。
- ・ 検証行うために必要な情報は、次のような内容が考えられます。

例)

- 高齢者の状況（介護保険、医療サービス等の利用状況）
- 高齢者及び家族の構成
- 高齢者及び家族の生活状況
- 事例発生時点における家族関係
- 過去の家族状況
- 高齢者及び家族の経済状況
- 事例発生（死亡等）に至った経緯
- 市町村・地域包括支援センター等の関与状況
- 地域住民（民生委員等）の関与状況
- 刑事事件であれば、裁判関連記録
- 新聞報道等の記録
- ・ 関係者の聴き取りを行う必要がある場合は、責任追及ではなく、対応の改善点等の検討を目的としていることを認識し、客観的に聴き取りを行います。
- ・ 報告書の原案は事務局が作成し、会議で内容の修正、承認を行うが、次のような内容を記載することが考えられます。

例)

- 検証の目的
- 検証の方法
- 事例の概要
- 明らかとなった問題点・課題
- 問題点・課題に対する提案（提言）
- 今後の課題
- 会議開催経過
- 検証組織の委員名簿
- ・ 検証実施の法的根拠がないため、報告書の内容に、個人を特定できる情報を記載しないなど、報告書の取扱いにも十分配慮を行う必要があります。

関係法令

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	45
老人福祉法	51
老人福祉法施行令	53

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

最終改正：平成二三年六月二四日法律第七九号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

- 2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。
- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十六項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
 - 二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十三項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為
- 6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

(国及び地方公共団体の責務等)

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は

第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の

規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

- 2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八三号）抄

(施行期日)

第一条 略

(罰則に関する経過措置)

第百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二〇年五月二八日法律第四二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年六月二二日法律第七二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定公布の日

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

老人福祉法

(昭和三十八年七月十一日法律第百三十三号)
最終改正：平成二三年一月一四日法律第一二二号

第二章 福祉の措置 (支援体制の整備等)

第十条の三 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、次条及び第十一条の措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるとともに、これらの措置、介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援並びに老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2 市町村は、前項の体制の整備に当たっては、六十五歳以上の者が身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障が生じた場合においても、引き続き居宅において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

(居宅における介護等)

第十条の四 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

- 一 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（厚生労働省令で定める部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。）、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。
- 二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者（養護者を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。）に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。
- 三 六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。
- 四 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第五条の二第五項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。
- 五 六十五歳以上の者であつて、認知症（介護保険法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）であるために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第六項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。
- 六 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス（訪問介護等（定期巡回・随時対応型

訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る。）に係る部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。）を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。

- 2 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

（老人ホームへの入所等）

第十一条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

- 一 六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
 - 二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。
 - 三 六十五歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不相当であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。
- 2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭（葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。）を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。

（措置の解除に係る説明等）

第十二条 市町村長は、第十条の四又は前条第一項の措置を解除しようとするときは、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

（行政手続法の適用除外）

第十二条の二 第十条の四又は第十一条第一項の措置を解除する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第三章 事業及び施設

（措置の受託義務）

- 第二十条 老人居宅生活支援事業を行う者並びに老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設の設置者は、第十条の四第一項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
- 2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、第十一条の規定による入所の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第四章 費用

（費用の支弁）

第二十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

- 一 第十条の四第一項第一号から第四号まで及び第六号の規定により市町村が行う措置に要する費用
- 一 の二 第十条の四第一項第五号の規定により市町村が行う措置に要する費用
- 二 第十一条第一項第一号及び第三号並びに同条第二項の規定により市町村が行う措置に要する費用
- 三 第十一条第一項第二号の規定により市町村が行う措置に要する費用

(介護保険法による給付との調整)

第二十一条の二 第十条の四第一項各号又は第十一条第一項第二号の措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができる者であるときは、市町村は、その限度において、前条第一号、第一号の二又は第三号の規定による費用の支弁をすることを要しない。

(費用の徴収)

第二十八条 第十条の四第一項及び第十一条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に嘱託することができる。

老人福祉法施行令

（昭和三十八年七月十一日政令第二百四十七号）
最終改正年月日：平成二三年一月二日政令第三七六号

(居宅における便宜の供与等に関する措置の基準)

第五条

法第十条の四第一項第一号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス若しくは介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（同法に規定する厚生労働省令で定める部分に限る。）、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二条第四項に規定する養護者による高齢者虐待をいう。以下この条において同じ。）を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、居宅において日常生活を営むことができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該便宜を供与することを委託して行うものとする。

- 2 法第十条の四第一項第二号の措置は、当該六十五歳以上の者（養護者を除く。）であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を利用することが困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、その生活の改善、身体及び精神の機能の維持向上等を図ることができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める便宜を供与することができる施設を選定して行うものとする。
- 3 法第十条の四第一項第三号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス若しくは介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切に養護することができる施設を選定して行うものとする。

- 4 法第十条の四第一項第四号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、その生活の改善、身体及び精神の機能の維持向上等を図り、地域において継続して日常生活を営むことができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第五項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該便宜及び機能訓練を供与することを委託して行うものとする。
- 5 法第十条の四第一項第五号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、共同生活を営むことによりその生活の改善、認知症（同法第五条の二に規定する認知症をいう。）の軽減等を図ることができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第六項に規定する援助を行い、又は当該援助を行うことを委託して行うものとする。
- 6 法第十条の四第一項第六号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する複合型サービス（同号に規定する訪問介護等に係る部分に限る。）を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、その生活の改善、身体及び精神の機能の維持向上等を図り、地域において継続して日常生活を営むことができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該サービスを供与することを委託して行うものとする。

参考文献等

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」

平成 18 年 4 月 厚生労働省老健局

「高齢者虐待防止対応マニュアル」

平成 18 年 3 月 神奈川県保健福祉部高齢福祉課

「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」 平

成 23 年 3 月 社団法人 日本社会福祉士会

「東京都高齢者権利擁護推進事業 高齢者虐待事例分析検討委員会報告書」

平成 25 年 3 月 東京都福祉保健局

「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」

平成 20 年 3 月 14 日付 雇児総発第 0314002 号本職通知

かながわ高齢者あんしん介護推進会議 高齢者虐待防止部会委員名簿

○委員

所属	氏名	備考
日本大学 文理学部 社会学科	山 田 祐 子	部会長
川崎市健康福祉局 長寿社会部 地域ケア推進担当	角 野 孝 一	
横須賀市 福祉部 高齢福祉課	國 本 由 紀 子	
藤沢市 保健福祉部 高齢者支援課	中 野 佑 介	
綾瀬市 福祉部 高齢介護課	見 上 孝 雄	
足柄上保健福祉事務所 保健福祉課	西 田 統	副部会長
小田原保健福祉事務所 保健福祉部 保健予防課	望 月 真 里 子	

○参与

横浜弁護士会	小 川 佳 子	
--------	---------	--

(平成 26 年 3 月現在)

